

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示
 - 町等の区域の変更（市町村振興課）
 - 生活保護法による医療機関の指定（福祉保健課）
 - 生活保護法による診療所の廃止（ 〃 ）
 - 指定老人訪問看護事業者の指定（医務薬事課）
 - 土地改良区の定款の変更（農村整備課）
 - 県営土地改良事業計画の決定（ 〃 ）
 - 保安林の指定の解除予定（森林保全課）
 - 土地区画整理法による換地処分（都市計画課）
 - 土地区画整理法による換地処分（都市計画課）
 - 開発行為に関する工事の完了（三件）（ 〃 ）
- ◇ 教 委 告 示
 - 鳥取県指定保護文化財の指定の解除（二件）（文化課）
- ◇ 公 告
 - 第二種大規模小売店舗の出店調整処理状況（中小企業課）
 - 土地収用法による審理の開始（収用委員会）
- ◇ 雑 報
 - 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取（中小企業課）
- ◇ 正 誤
 - 平成六年七月八日付鳥取県公報第六千五百八十八号中訂正

告 示

鳥取県告示第五百四十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第百三条第四項後段の規定による鳥取市古市土地区画整理事業施行地区内の宅地に係る換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成六年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域（平成五年七月三十日現在の地番による。）
古市	古市字上前田五一の一、五二、五五の六、五六、五七及びこれらと一体をなす国有地並びに五一の五、五八の一、五八の二と一体をなす国有地の一部 古市字下前田六九の一、六九の三、六九の五から六九の七まで、七一、七二、七二の一、七三の二、七三の六、七四の一、七七の一、七七の二、七九の一 古市字屋敷二九三と一体をなす国有地の一部 吉成字下池田五〇一、五〇二の一の一部、五〇二の二、五〇二の三、五〇二の四の一部、五〇二の二四の一部、五〇二の二五、五一四の一、五一四の二、五一五の一から五一五の三まで、五一六の一から五一六の三まで及びこれらと一体をなす国有地 吉成字土居ノ上五一七の一、五一八から五二〇まで及びこれらと一体をなす国有地 吉成字財ノ木五八五の二、五八六の一及びこれらと一体をなす

古市字上前田	国有地並びに五六六の四九、五八七の五、五九三、五九四と一体をなす国有地の一部
古市字下前田	古市字上前田のうち五一の一、五二、五五の六、五六、五七及びこれらと一体をなす国有地並びに五一の五、五八の一、五八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
古市字屋敷	古市字下前田のうち六九の一、六九の三、六九の五から六九の七まで、七一、七二、七二の一、七三の二、七三の六、七四の一、七七の一、七七の二、七九の一以外の区域
吉成字下池田	古市字屋敷のうち二九三と一体をなす国有地の一部以外の区域
吉成字土居ノ上	吉成字下池田のうち五〇一、五〇二の一の一部、五〇二の二、五〇二の三、五〇二の四の一部、五〇二の二四の一部、五〇二の二五、五一四の一、五一四の二、五一五の一から五一五の三まで、五一六の一から五一六の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
吉成字財ノ木	吉成字土居ノ上のうち五一七の一、五一八から五二〇まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第五百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成六年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定年月日
若原内科外科医院	米子市三本松一丁目六一三	平成六年七月五日
国谷歯科医院	西伯郡名和町大字御来屋一六四	平成六年六月一日
中村歯科医院	米子市加茂町二丁目一五二	平成六年六月八日
けい歯科クリニック	米子市安倍九七一五	〃
福田歯科医院	八頭郡若桜町大字若桜三九八一	平成六年七月五日
西村快復堂薬局	米子市日原八一〇一三	平成六年六月二十四日
上山薬局	鳥取市美萩野一丁目一一八一二二	〃

鳥取県告示第五百四十八号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成六年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	廃止年月日
中村歯科医院	米子市加茂町二丁目一五一	平成六年四月三十日
国谷歯科医院	西伯郡名和町大字御来屋七七四	平成六年五月三十一日

鳥取県告示第五百四十九号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の五の二第一項の規定に基づき、平成六年七月一日付で指定老人訪問看護事業者の指定をしたので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成六年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 指定老人訪問看護事業者の名称
社会福祉法人敬仁会
- 二 指定老人訪問看護事業者の主たる事務所の所在地
倉吉市山根五五
- 三 老人訪問看護ステーションの名称
ル・サンテリオン老人訪問看護ステーション
- 四 老人訪問看護ステーションの所在地
倉吉市山根五五―二三三

鳥取県告示第五百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、智頭土地改良区の定款の変更を平成六年七月十四日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成六年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県

営土地改良事業（県営農業用河川工作物応急対策事業岩常地区農業用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成六年七月十八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
岩美町役場
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百五十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字真鹿野字北谷五八五の五（次の図に示す部分に限る。）、字奥ヶ市七三四の二、大字大屋字半田セド六二四・六四〇・六四二・字藤谷奥六六九の一・字

立木口右六七〇（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第五百五十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定に基づき、鳥取市古市土地区画整理組合から鳥取市古市土地区画整理事業施行地区内の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成六年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百五十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年八月二十七日 鳥取県指令受都計三―二第八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町南三丁目及び足山字三町縄手

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目四七

株式会社三協商会

代表取締役 民野 純男

鳥取県告示第五百五十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年六月二十日 鳥取県指令受鳥土維第百三十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡国府町宮下

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目八七

ミサワホーム鳥取株式会社

代表取締役 金澤 泰治

鳥取県告示第五百五十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成六年三月二十五日 鳥取県指令受都計三―三第七号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
東伯郡羽合町大字田後字小樋ノ口及び字大河下
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
倉吉市河原町一七七〇
株式会社いない
代表取締役 稲井 範行

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十四号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第五条第三項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定が解除されたので、同条第四項の規定により告示する。

平成六年七月十五日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

名 称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所	解除年月日
野口一号墳出土遺物一括 一 須恵器 裝飾付壺・器台形土器 子持器台形土器 蓋杯形土器	一箇 二箇	倉吉市	倉吉市葵町七三二	倉吉市仲ノ町 三四五―八 倉吉博物館	平成六年六月二十八日

杯身 杯蓋	十箇 六箇
一 玉類	一箇
管玉	一箇
切子玉	一箇
小玉	二箇
附須恵器、土師器片	一括

鳥取県教育委員会告示第十五号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第五条第三項の規定に基づき、平成三年三月鳥取県教育委員会告示第七号（鳥取県指定保護文化財の指定について）で指定した次の表の上欄に掲げる文化財のうち同表の中欄に掲げるものの指定が解除されたので、同条第四項の規定により告示する。

平成六年七月十五日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

上 欄		中 欄		解除年月日
名 称	員数	名 称	員数	
粟谷遺跡縄文時代出土遺物一括 一 土器類 無文精製深鉢形土器 有文深鉢形土器 有文浅鉢形土器 精製浅鉢形土器 無文粗製深鉢形土器 一 石器類 石棒状石製品	一箇 一箇 十四箇 二箇 二箇 十箇 一箇	一 土器類 有文深鉢形土器 一 石器類 石棒状石製品 石鉢 石錐 調整石器 打製石斧	一箇 一箇 一箇 一箇 十一箇 二箇 一箇 三箇	平成六年六月二十八日

石鏃	百四十三箇	磨製石斧	八箇
石錘	四箇	砥石	二箇
石小刀	二箇	切目石錘	五箇
石匙	三箇	有溝石錘	五箇
異形石器	三箇	敲石、磨石、凹石、石皿等	九箇
楔形石器	四箇	木器類	一
調整石器	八箇	杓子	五箇
石鏃	二箇	籠	一箇
打製石斧	十三箇	網代	四箇
磨製石斧	五十六箇	もじり編み製品	三箇
砥石	十二箇	すだれ状編物	二箇
礫石錘	六十四箇	骨角牙器類	三箇
切目石錘	二十八箇	鮫歯製垂飾	一箇
有溝石錘	九箇		
敲石、磨石、凹石、石皿等	百十三箇		
木器類			
杓子			
籠			
網代			
もじり編み製品			
すだれ状編物			
異形石器			
骨角牙器類			
鮫歯製垂飾			
附土器破片一括			
石器剥片、石核等一括			
人骨、獣骨、魚骨一括			
堅果類一括			
(昭和六十二年、平成元年度調査出土遺物)			

公 出

平成6年度第1四半期（4月～6月）内の第2種大規模小売店舗の新設及び種別変更に係る出店調整処理状況を次のとおり公表する。

平成6年7月15日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 平成6年度第1四半期内に「出店調整の処理手続が終了した案件の出店調整の処理期間別件数

処理期間	3月以内のもの	3月を超え6月以内のもの	6月を超え9月以内のもの	9月を超え12月以内のもの	合計
件数	0	0	0	0	0

備考

この表において「処理期間」とは、次に掲げる各期間を合計した期間をいう。

- 1 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による届出（以下「法3条等届出」という。）がされた日から地元説明終了の日まで
- 2 法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出（以下「法5条等届出」という。）がされた日から法第7条第1項の規定による勧告を行った日（勧告を行わない場合は、同項の期間が満了する日）まで
- 2 平成6年6月30日現在の出店調整の処理状況別件数

処理状況	法 3 条 等 届 出 以 後 地 元 説 明 終 了 以 前 の も の	地 元 説 明 終 了 後 法 5 条 等 届 出 前 の も の	法 5 条 等 届 出 以 後 鳥 取 県 大 規 模 小 売 店 舗 審 議 会 の 意 見 聴 取 終 了 以 前 の も の	意 見 集 約 中 の も の	鳥 取 県 大 規 模 小 売 店 舗 審 議 会 で 審 議 中 の も の	合 計
件 数	4	1	1	0	0	6

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第46条第 1 項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成 6 年 7 月 15 日

鳥取県収用委員会 会長 田 中 蓬 篤

- 1 期 日
平成 6 年 7 月 20 日 (水) 午後 1 時
- 2 場 所
米子市概町一丁目160 鳥取県西部総合事務所第 4 会議室
- 3 件 名
主要地方道米子境港線改築工事(鳥取県米子市大崎地内から同市大篠津町地内まで)に係る裁決申請事件

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律 (昭和48年法律第109号。) 第 7 条第 2 項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則 (昭和49年通商産業省令第17号) 第 9 条に定めるところにより、平成 6 年 7 月 29 日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。

平成 6 年 7 月 15 日

鳥取県大規模小売店舗審議会 会長 田 中 蓬 篤

○ 法第 5 条第 1 項の届出に係るもの

届出者の氏名又は名称及び住所 株式会社スーパーマーケットサンマート 岩美郡岩美町大字浦富1040	第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 株式会社スーパーマーケットサンマート 岩美店 岩美郡岩美町大字浦富1105-7	開店日 平成7年2月10日	店舗面積 2,078㎡	主として販売する物品の種類 衣料品、雑貨、食料品
有限会社湯所薬品 鳥取市湯所町二丁目324	〃	〃	118㎡	薬品、化粧品
有限会社高橋カメラ店 鳥取市興南町111	〃	〃	37㎡	カメラ、DPE
門脇弘 鳥取市正蓮寺48-5	〃	〃	81㎡	生花、種子
北村晃 岩美郡岩美町浦富1040-16	〃	〃	23㎡	クレーニング

正 誤

平成六年七月八日付鳥取県公報第六千五百八十八号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
二	下	七	大阪トシネル	大坂トシネル
二	下	十六	8月10日	10月
三	上	十九	全ての構成員	構成員
三	下	五	本店を有する者	本店を有する者
三	下	十九	全ての構成員	構成員
三	下	二十三	主任技術	主任技術者